一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五一五・一一	亜麻仁油及びその分別物				
一五一五・一九	粗油				
	その他のもの				
	とうもろこし油及びその分別物				
一五一五・二一	粗油				
一五一五・二九	その他のもの				
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物				
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物				
一五一五・九〇	その他のもの				
	オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物				
一五・一六	その他のもの				
	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）				
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）				
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	X			
一五一七・九〇	その他のもの				
	動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）	A	B 7	六・四%	
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの				
	その他のもの				
	植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）	A	B 10	二・九%	
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	X			
	その他のもの	A			
	離型油	X	A		
	その他のもの	A	B 10	六・四%	
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込みその他の化学的な変性加工をしたもの又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A			
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	A			
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないかは着色してあるかないかを問わない。）	A			
一五二一・一〇	植物性ろう	A			
一五二一・九〇	その他のもの				
	蜜ろう	A	B 10	六・四%	
	その他のもの	A			
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	A			
第一六類					
一六〇一・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	X			
一六・〇二	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもとした調製食料品				
	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血				

一六〇二・一〇	均質調製品	X			
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの	X			
一六〇二・三一	第〇一・〇五項の家きんのもの				
	七面鳥のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの				
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	X			
	その他のもの	A			
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの	X			
一六〇二・三九	その他のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの	X			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	A			
	その他のもの	X			
一六〇二・四一	豚のもの				
一六〇二・四二	もも肉及びこれを分割したもの	X			
一六〇二・四九	肩肉及びこれを分割したもの	X			
	その他のもの（混合物を含む。）	X			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの	X			
一六〇二・五〇	牛のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの	X			
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの	X			
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース				
	肉のエキス及びジュース				
	その他のもの				
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）				
	さけ				
	にしん				
	いわし				
	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお				
	さば				
	かたくちいわし				
	その他のもの				
	うなぎ				
	その他のもの				
	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚				
	卵				
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
一六〇四・一〇	均質調製品	X			
一六〇四・一一	動物の肝臓のもの	X			
一六〇四・一二	第〇一・〇五項の家きんのもの				
一六〇四・一三	七面鳥のもの				
一六〇四・一四	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
一六〇四・一五	その他のもの				
一六〇四・一六	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	X			
一六〇四・一九	その他のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの	X			
一六〇四・二〇	その他のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの（混合物を含む。）	X			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの	X			
	豚のもの				
	もも肉及びこれを分割したもの	X			
	肩肉及びこれを分割したもの	X			
	その他のもの（混合物を含む。）	X			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの	X			
	牛のもの				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの	X			
	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）				
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	A			
	その他のもの	X			
	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース				
	肉のエキス及びジュース				
	その他のもの				
	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）				
	さけ				
	にしん				
	いわし				
	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお				
	さば				
	かたくちいわし				
	その他のもの				
	うなぎ				
	その他のもの				
	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚				
	卵				
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの				
	その他のもの				
	その他のもの				